

開会 午前 8時58分

- (伊村 君) おはようございます。互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立ください。相互に礼。

〔「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり〕

- (伊村 君) ご着席ください。

分科会長よりご挨拶をお願いいたします。

- 分科会長(倉部光世君) 皆さん、おはようございます。本日は、補正予算の審査と、午後は決算審査になります。どうぞよろしく申し上げます。

まだ、大分秋めいてきましたけど、日差しがまだかなり強くて、いつまでも上着が着られない状況が続いていますけれども、コロナも少し落ち着いてきたかなというところではあります。まだまだ油断もできないところでもあります。

秋もイベントがたくさん用意させているので、できるだけ感染に気をつけながら、活動を継続できたらいいかなと思っています。

昨日か、おとといか、新聞に出産の一時金って、あちらがやはり現状のものと現実離れてきていて、自己負担が増えていってる、多くなっているということで、静岡県も44万円ぐらい、少し2万円ぐらいオーバーということなんです。

私たちの所管している教育福祉のほうは、子育てのことに絡むこともかなりたくさんございます。菊川市のほうで、やはり子育てしていきたい、しやすい町になるということで、しっかり皆さん、審議していただきまして、よりよい子育て環境をつくっていかれたらと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

- (伊村 君) ありがとうございました。

それでは、ここから先の進行は、分科会長お願いいたします。

- 分科会長(倉部光世君) では、ただいまから、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第45号 令和4年度菊川市一般会計補正予算(第6号)のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。質疑の事前通知を出している委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いします。

また、発言する際には、冒頭で必ず番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いします。

限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、9月27日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、教育文化部の審査を行います。岡本教育文化部長、所管する課名等を述べてください。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） おはようございます。教育文化部長、よろしく申し上げます。

所管します課は、教育総務課、学校教育課、社会教育課の3課でございます。よろしく願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。事前通知出された委員の質疑から行います。挙手の上、お願いします。

では、5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。おはようございます。

1番、2番は同じです。小学校と中学校になりますので、まとめてお願いします。

10款2項1目、10款3項1目、小学校管理総務費、中学校管理総務費です。そして、（説明資料）ページですと、タブレットで111ページ、それから113ページになります。

質問内容ですが、運動器具安全性検査で詳細検査が必要になったものの補正予算かということと問合せです。よろしく申し上げます。

○分科会長（倉部光世君） お願いします。八木教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。

ただいま質問のありました運動器具安全性検査で詳細検査が必要になったものの補正予算かについてですが、10款2項の1目の小学校管理総務費総務課と、10款3項1目中学校管理総務費教育総務課について、併せてお答えさせていただきます。

今回の補正予算は、詳細な検査が必要となったため計上したのではなく、毎年実施して

いる検査等に必要な補正となります。

補正を計上することになった経緯につきましては、当初予算より6月に小学校及び中学校の遊具等の安全点検、非破壊試験、木材腐朽検査、報告書作成等を一括で設計し、2回の見積り合わせを実施しましたが、2回とも不調に終わりました。

(1回目)に関しましては、昨年度まで請け負っていた業者を含め、指名した全ての業者が辞退。2回目に関しましては、指名業者の入替え及び設計内容の見直しを行い実施しましたが、不調になった。予定価格を超える金額の見積りとなっております。

このため、2回目の応札業者への聞き取りを実施し、再度、設計内容の見直しを行ったところ、全ての検査等を実施するためには予算が不足することが分かったため、今回補正予算を計上したものです。

なお、安全点検1回分は、当初予算により発注済みとなっておりますので、今回の補正に関しましては、安全点検、木材腐朽検査、報告書作成2回分及び非破壊試験1回分の補正となります。

以上となります。

○分科会長(倉部光世君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番(坪井仲治君) 5番 坪井です。ありがとうございます。

ということは、毎年ある期間、インターバルをもって点検をしますと。点検内容についても、毎年同じですよって決まった範囲というか、量で点検をするということなんで(しょうか)。

その金額がというところで、今問題が起きて補正がかかったということですが、今後についてはどうなのでしょう、見通しといたしますか。

○分科会長(倉部光世君) 答弁を求めます。八木総務課長。ごめんなさい。

○教育総務課長(八木 剛君) 教育総務課長です。今まで請け負っていた業者、やっぱり10年ぐらいやっていただいて、かなり安くやってはいただいていたんですけども、今年からちょっとやらないよという話を頂きましたので、今後に関しましても、ちょっと指名しても応札してくれるかちょっと分からない状況というところですので、来年度からに関しましては、今回の補正予算と当初予算を合わせた金額での応札というか、予算となると思います。

以上です。

○分科会長(倉部光世君) 答弁が終わりました。再質疑。5番 坪井委員。

○5番(坪井仲治君) 5番。いいですか、非破壊検査、レントゲンってあれです。これ、や

れる業者なんか限られていると思うんですけど、そのあたり今後に向けて、要望でございませうけど、ぜひ調整をよろしくお願いします。

○分科会長（倉部光世君） そのほか、なければ……。

〔「ちょっと関連でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 関連。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。見直しの結果というのは、多分、物価か何かやっぱり併せていると思うんですが、何が不足している。トータルじゃ、当然これじゃ応札できない、入札できないなって（なったと思うんだけど）、全体をただ100万円を今年も100万円でのせたってことじゃなくて、一応設計組んだと思うので、見直した結果、これじゃ落札できないという結果が出て、何が。

例えば、今の場合、資材が上がっているとか、人件費が上がっているとか、いろんな項目があるよね。それで、設計と見直したときの差というのは、どこに発生したのか教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。今まで請け負っていた業者自体が、ちょっと安いということで、今回見直しした設計というのが、本来でいけば、本来の設計価格という形ですので、どこで差が出ているかと言われますと、その業者、ただ安く請け負っていたとしか、ちょっとわからない。

○分科会長（倉部光世君） 全体的にということですか。

○教育総務課長（八木 剛君） 全体的にですね。

○分科会長（倉部光世君） 15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。一応設計書を組んで、今は入札かけるわけじゃんね。そうすると、設計書で積み上がったもので今まで業者が安かろうと高かろうと、それは関係なしの話で、設計書でやって、設計書のとおりになっていけば、ほかの人は皆同じような。

ただ、全員が入札したときに、一番安い業者は今までの経過で構わないよなんていうのは、応札じゃなくて、同じような、何か物価に基づく設計書で組んであつたら、そこの差ってあり得ないと思うんです。

分業すれば別だよ。分業すれば、当然、今まで8掛けで取っていたもので、予定価格は8掛け続きや、そりゃ落ちることは、そりゃ分かるけど。設計書のとおりで、分業せずに、今は入札しているというのは聞いているもので、そうすると、物価をつくったときの時期と

ずれちゃって、この頃いろいろな資材も上がっているから、落ちなかったってのは理由が分かるよ、それで。落ちないって理由がちよっと僕、分かんない気がする。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。今回の、今までの設計もそうですけれども、あるものと、ないものを足して、業者さんに見積りを取っているところがあります。

10年以上前のときは、多分、見積り取ってというところで、100万円以上の設計にはなっていたと思うんですけども、その後しばらく、今回の辞退された業者が安く取っていたというところで、ちょっと差が大きいものですから、実際の請負金額と設計額、130万円近くの設計なんですけど、に対して実際請け負っていた30万円ぐらい。

本来であれば、130万円の設計で30万円で落としたというのが本来だとは思いますが、そこで100万円近くの差が出ているということは、ほかにも予算使えるということもありますので、その辺も考えまして、請け負ってくれるかどうかという形で、ちょっと設計をってしまったということ（はあると思います）。

〔「ちょっと確認です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 14番。

○14番（山下 修君） ということは、去年いろいろ点検あったかどうか知りませんが、それが終わった後、また来年度に向けての見積りというのは取ったわけですか。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。当初予算組むに当たっては、見積りは徴収しておりますので、その業者から一応見積りは徴収して設計はしましたけれども、実際の見積りのときに（辞退された）。

〔「（そういうことか）」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長（八木 剛君） （有効期限はよくある）半年ぐらいです。

〔「分かりました。事情があったんですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では、次の3番目、5番 坪井委員、お願いします。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。3番目です。10款6項4目です。共同調理場総務費ということで、説明書、タブレット131になります。

質問内容は、給食運営委員会ではどのような検討がなされているのか、よろしくお願ひし

ます。

○分科会長（倉部光世君） 教育総務課長。

○教育総務課長（八木 剛君） 教育総務課長です。今ご質問にありました、給食運営委員会ではどのような検討がなされているかについてお答えします。

給食センター運営委員会は、例年6月と1月、もしくは2月の2回、委員会を開催しております。

第1回は、給食センターの概要、前年度の事業報告と決算、今年度の事業計画と予算内容、栄養指導と献立、業務の一部民間委託などの運営に必要な事項を説明し、委員さんから意見を伺っております。

第2回は、次年度の給食の実施回数と給食費の額について、委員さんから意見を聞いております。

今回の補正につきましては、物価高騰に伴う給食賄い材料の高騰により、現在、保護者等から徴収する給食費では賄えない状況になっているため、次年度以降の給食費の額について運営委員会で協議していただくため、2回分の報償費を追加計上しております。

現在の計画では、第2回を11月に開催し、給食賄い材料の高騰状況を委員皆さまに説明し、その後、第3回、第4回と運営委員会を行い、給食費の額などへの意見を聞き、取りまとめていきたいと考えております。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減事業を活用しますので、保護者負担が増えることはありません。

以上となります。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。関連でありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） なければ、次の4番、15番 内田委員、お願いします。

○15番（内田 隆君） 10款5項4目の塩の道公園管理費なんですけど、浄化槽のところの、塩の道公園のトイレの浄化槽の蓋の腐敗の取替えということで載っているんですけど、浄化槽そのものが委託業者にお願いをしているということでやっていると思います。

もう一個は、基本的なところはどこもそうだけど、当初に必要なものは当初でやってこい

やというふうに考え方が来ているんで、今回のこの腐敗というのは、全然業者から話がなかったもの（なのかという）ことをお聞きしたい。

○分科会長（倉部光世君） 質疑はそこまでいいですか。

○15番（内田 隆君） はい、とりあえず、これでいいです。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。今、内田委員の管理を委託している事業者等からの指摘はなかったか、ことについてですけど、塩の道公園の浄化槽につきましては、委託によって年4回点検をしています。

今年度6月の点検時に、委託事業者から浄化槽の蓋の腐食をしてきたため、今回補正にて修繕費を計上したものになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。年4回というと、3か月に一遍見ている、6月に見たら、急にそうなったというふうには、ちょっと思い難いんですけど、状況というのはどうなっているんですか。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。前年度の検査結果を見ますと、やはり蓋にさびが出ているよということは、結果というのに出ています。

ただ、今回見ていただいたときに、鉄板、蓋になるんですけど、そこに穴が空いていて、取っ手が引き出しになっていて、引き出した取っ手の部分はかなり細くなっていて、点検で開けたりするときに危険だということの、今回6月に指摘があったものですから、それを受けて、今回、蓋（自体を直す）ということで、補正のほう上げさせていただいたものであります。

〔「ありがとうございました。結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○15番（内田 隆君） はい。

○分科会長（倉部光世君） 関連で、なければ5番目をお願いします。山下委員、14番。

○14番（山下 修君） 14番 山下。10款5項5目市文化財保存管理整備事業費ということで、説明資料の119ページ、社会教育課ですけども、掛浜バイパスの関係だと思えますけれども、発掘調査の工程と完了見込みはどのように予定されているのか。

また、コロナ禍でだと思えますけど、遺構実測支援システムの導入とありますが、その内容と、その効果はどんなものでしょうかということをお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。山下委員の発掘調査の工程と完了見込みは。また、遺構実測支援システム導入の内容とその効果についてですが、まず、発掘調査の工程についてですが、現在発掘している遺跡の（規模は）1から、樹木の伐採や現地調査の準備が完了し次第、早期に着手し、令和5年3月末までには発掘調査を終了する見込みでいます。

令和5年度、来年度については、令和4年度の発掘調査の成果を基に、整理作業や報告書の刊行を予定しております。

次に、遺構実測支援システム導入の内容とその効果についてですが、今回の発掘調査は、山の斜面に造られたトンネル状の古墳時代の墓が対象となります。こうしたお墓の調査では、斜面への足場の設置等に労力と費用がかかります。

また、測量においても、トンネル内部の調査作業が長期にわたるため、崩落等の危険も排除できません。これらの問題を解決するため、遺構測量支援システムを導入するものです。

このシステムでは、デジタルカメラで撮影した斜面やお墓のない写真を、専用のソフトウェアに取り込むことで、立体画像を作成できることとなります。これにより調査の安全性のため、調査期間の短縮、発掘調査費用の縮減を図ることができるようになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「（結構です）」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 関連ありますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。本体工事が、これ6月の補正で持ってきたと思うんですね。こういうのというのは、何というのかな、本体の工事とともに一緒の月に補正が来るってことは難しいわけ。

要するに、本工事のやつが多分6,000万ぐらいか、2,000万ぐらいなのか、多分、6月の補正で載って出てきていると思うんで。その補正と合わせて、こういうそれに関連した事業というのを、同じ時期に補正をかけるというのは難しいわけ。

〔「本工事ってバイパスのこと」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君） バイパスのこと。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） バイパス工事のスケジュール等なども加味した中での遺跡の発掘調査のこととなろうかと思imasので、まず、そちらがバイパス工事のスケジュールがでないところのほうの調査のスケジュールが、その後になるかと思imasけど、そういったことで、今回建設課の方の本工事の関連で遺跡発掘調査ってことになろうかと思imasので、同時という、なかなか難しいかと思imas。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。建設工事自体が総務建設のほうでやっているもので、本来だと、今回の工事をやったときに、これ起債でかけてあるんで、多分遺跡の起債じゃないと思imas、ほかのところの事業の中の、バイパス工事の中に総事業費があつて、そん中の起債を充当するんだと思imas。

トータルの仕事が出て、こっちがトータルの仕事というのは、親の仕事というのは、バイパスをやったときに、これは文化、要するに教育委員会のほうに願imas、この分は自分たちがやる分という、大きな仕分があると思imasだけども、そういうので予算を、一緒の時期に上がってくるってことは難しいのかね。

まあ、それは教育委員会で聞いたって無理だけども。こうして予算があつても分からん、それまでだと思imasけど。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。今回の調査費用の補正の計上に合わせて、起債のほう追加で上げさせては願imasけど、6月補正とはまた別建ての調査費用のところ計上させては願imas。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。分かりました。

要は、全体費用をどっかで抑えるところがあつて動くのが正解かなと思imas。なもので、総務建設のバイパス事業の中に、予算組みはやっぱり教育委員会のところで仕方ないところだけども、全体的には今回の事業というのは、これだけのものだよということを抑えないと、ばらばらそこらじゅうから出てくるような予算になりかねないということで、今、同じ時期に出してくれれば、これはこれ関連のお金かなというふうに見れたんじゃないかなというふうになら思imas、教育委員会のほうへ聞imasでも無理だと思imasので、いいです。

○分科会長（倉部光世君） では、次、6番目、坪井委員、山下委員、お願いします。14番
山下委員。

○14番（山下 修君） 14番 山下です。10款5項5目菊川城館遺跡群整備事業費、説明資料の121ページ。

一番上に横地城跡整備のための基本設計、樹木管理計画の作成事業についての事業内容の変更とはということで、同じことですが、事業費が30%の減額と大きなものとなっていますけれども、整備構想に対しての影響はないのでしょうかということで、もう一点、私、書いて、今も何見てもよく分からんけど、支給に要する経費の財源はどこに求めるのかということ（あります）。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） これは坪井委員の質問と併せて。

○分科会長（倉部光世君） これ両方、1、2併せてで結構です。

○社会教育課長（濱野和宏君） はい。それでは、山下委員と坪井委員の質問で、計画の作成事業変更内容と事業費の減、30%の減が大きいですが、整備構想に影響はないのか。それから、支給に要する経費の財源はどこに求めるかについて関連があります。併せて回答させていただきます。

今回の事業費の減額については、当初、文化庁に要望していた補助金が減額されたことによりまして、対象事業費の減額と、その事業費を基に入札を行った基本設計業務委託費及び樹木維持管理計画業務委託の謝金を合わせて減額補正しようとするところであります。

減額による事業の変更内容についてですが、基本設計業務委託におきましては、文化庁の内示額に合わせるため、対象面積を4,150平米から4,000平米に縮小しています。

なお、樹木管理維持管理計画業務委託では、内容の変更はありません。

今後進める菊川城館遺跡群基本整備計画の前期計画においても、大きな計画変更はないと考えています。

また、菊川城館遺跡群整備事業における財源についてですが、文化庁の補助金が50%、県補助金が166万6,000円、これは文化庁の補助金の残の3分の1か、または166万6,000円低い方ということになりますので、166万6,000円、そちらを受けて実施することになります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番。先ほど遺跡群の縮小のところ、もう一度数値を教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。今回、基本計画に基づく敷地内について基本設計業務委託費を算出していますが、そのうち文化庁の内示額が減額されましたので、主には遺跡の中を通る管理道と散策路、そういったものについての面積部分、両方についての面積部分を減らして調整している形になります。

場所は、千畳敷、上がったところの千畳敷より西側の道路と、東の城、一番高いところまで上がってしまった先、東の部分と道路部分を短くして全体面積で合わせた形です。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 坪井委員はよろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 面積、もう一回言ってもらおうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 面積、数字をもう一度お願いします。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。当初の面積が4,150平方メートルだったものを4,000平方メートルに縮小（しました）。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 金額的には大きいんですけども、当初の要求が高過ぎたということなんか、それとも、さっき管理道とか散策路の部分に関しては、今回はあまり手をつけないみたいなのか、今後整備の上でもうやらないということになるのか、それはどうなんでしょう。

国の予算が足りないから、当初見込んでいた100%のやつを30%と言ったか、70%ぐらいしかできないということになるかと思うんですけど、その辺はどのようなご事情に。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。文化庁のほうの事業費、事業費というか、そちらで当初要求していた部分が減額されたことですが、文化庁と話をする中では、遊歩道等のというよりは、事業費で設置する表示単価、そういったものに事業費をかけていくほうがというような考え方もあるんですが、基本的には国の予算の中でできる範囲での整備していくということになりますので、今回減らした散策路等については、今後の実施計画等にも

入ってこない。

〔「入ってこないということですか」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（濱野和宏君） はい。

○分科会長（倉部光世君） 答弁終わりました。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） お金が足りないもので、整備期間がその分延長するよということじゃなくて、完全にその工事は認められないということで、予算もつかないということによる。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。そのとおり、国の事業費の中でやれる範囲を整備していくという形になります。

○分科会長（倉部光世君） いいですか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番。その150平米分ですか、差し引きその未整備というか、整備、手付けられない部分については、現地在保存会でしたっけ、横地城跡の。その皆さんはご理解をされているのでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。本年度についても、地元の方を含め、
（）開催していますけど、この内示を受けて、その次の開催時期が来てないものですが、直近の会議の中で、また話をしていくところになります。

○分科会長（倉部光世君） まだ話をされていないということですかね。

〔「まだ話を（していないということですね）」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番です。このたびです、現地の方、計画されている部分もあると思いますので、ちょっとすり合わせをよろしくお願いします。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） そのほか再質疑なければ、7番目、坪井委員、お願いします。
5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。7番目です。10款5項8目です。公民館管理費です。
タブレットは127です。

電気料金増額の建物ごとの内訳はということで、よろしくお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。坪井委員の電気料金増額の建物ごとの内訳についてですが、中央公民館と小笠図書館、小笠支所については、電気メーター1つで管理されていますので、施設ごとの内訳は回答できません。

今回増額の理由としましては、電気料、高さが上昇していることのほか、中央公民館及び支所会議棟については、7月からコロナワクチン接種会場となりましたので、エアコン使用料の増加分を見込んだものとなります。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 関連なければ、8番目、内田委員、お願いします。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。菊川運動公園のグラウンドの関係ですけど、10款6項3目の公園体育施設管理費で、公園グラウンドフェンスを修理していますけど、これは計画的にはどういうふうに出したのか、それと、修理内容を教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。内田委員の菊川公園グラウンドフェンスの修繕、計画ではどうなっていたのか。また、修繕内容はどんなものかについてですが、場所は菊川運動公園の人工芝、炭焼きさわやか菊川グラウンドと、北側になりますスロープ状の出入口周辺となっていますが、グラウンドと北側園には段差がありまして、雨水の浸食によってフェンスの支柱の基礎部分が徐々に腐食して傾きが見られる状態となっています。

今回の修繕では、フェンスの支柱の基礎部分について補強等の修繕を行うものです。

このフェンスについて、これまで改修を行う計画等はありません。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。雨水の浸食で傾きが出ているってことでしたが、随分前から分かっていたという申し訳ないけど、あえて今回ここでやらなきゃいけないという理由は何かあったんですかね。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。菊川運動公園につきましては、指定管理をしている場所になりますので、通常は修繕等は指定管理者によって対応してもらっている

ところでは。

場所については、以前からも月例報告とかで報告は受けています。その都度、指定管理者のほうでも、水打ちになるところに縁石のようなものを設置して流れてこないように対策したり、あとは園路側に側溝がついていまして、そこへ落とすような形でU字溝を設置したりというような対策もやってきていただいていたんですが、なかなか全部を変えることができませんで、今回、市のほうで改めて修繕をする、全体的な修繕をするというふうになっております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。指定管理者、ほかの施設もそうだと思うんだけど、負債項目幾らというような部分が決められているんじゃないかと思うんですけど、1つの個体のもんなら、それでほとんどはつきり分かるんですけど、こういう施設というのは、延長を広げていけば、どうにもなるわけじゃんね、実際。距離を延ばせば、当然、単価が上がっていったら、今10万円なのか30万円だか、ちょっと分からないんですけど、その境というのは、どういう判断をするんですか。

そこだけの支柱だけをやる、支柱だけを直すだけでやるなら、30万円はかからないんじゃないかなと思うんですが、前後関係をほいじゃ、一応行政側がやるような金額が、延ばせば当然、今度行政がやらなきゃいけないというような話合いになると思うんですけど、そこは今回どうなったんですか。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。基本的に指定管理の中では、30万以下の工事については指定管理者が行うこととなっています。

ですので、少額ベースのものが修繕でしたら、全部指定管理者のほうで対応していただくというような方針であります。

ただ、公園部分とグラウンド部分がありますので、都市計画課と社会教育課のほうの指定管理料を合わせて修繕費の、今、年額で300万ほど全体ですけど見ていて、その中で収まる部分については、なるべく指定管理者にお願いしたいということでやっています。

今回については、対策をこれまでに指定管理者のほうでもしてきていただいていたんですが、水の処理ですんで、根本的にちょっと手をかける必要があるということで判断しまして、こちらについては市のほうでどうにかするというふうにして決めて経費がかかっています。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。さきに支柱の補強という言い方をされたと思うんですけど、僕は支柱の補強って、こんなものが倒れそうになっているそんなものを直したとは思わないんだけど、これ以外に何か仕事が行われているわけ、保全の関係で。今、排水をされていたみたいなので。

じゃあ、これを支柱を戻して、あとは前後5メートルずつとか、10メートルずつのU字溝をいけ替えるとか、そういう、どの程度の工事をやろうとしているか。

○分科会長（倉部光世君） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。場所が、人工芝グラウンドの北側に、東西に園路があるんですが、東に行くほど、東側の駐車場が下がっているような形で、東へ行くほど、グラウンドと園路と段差が大きくなっていますので、その、何ですか、堤防みたいな形のところに沿ってフェンスが建っているんですが、土もさらわれてしまっていますので、そういったところも土を入れたり、碎石を引いたりというようなところで、基礎の根本だけじゃなくて、土手の部分と全体的に整形するというか、そういう形の工事。

基礎の下だけではなくて、流れてしまった土を置く、土手の形状のものとか、そういった部分の工事としています。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 以上で、事前の質疑のほうを終了いたします。そのほかございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） すみません、2番 須藤です。事前質疑出せばよかったんですけども、106ページ、説明資料106ページ、タブレットで106ページのモバイルルーターの通信費に関してなんですけれども、66台6か月分の増額ということで、一月1台当たり1,101円増額されているんですけど、これはギガ数を増やされるということ、ギガ数を増やすための措置という認識でよろしいのでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。赤堀学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） ギガ数を増やすということではないんです。

○分科会長（倉部光世君） 学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） この件ですが、ギガ数を決して増やすということではなくて、今、普通教室ではなくて、特別教室にモバイルルーター、アクセスポイントないもんですか

ら、そちらにということで、特別教室の音楽室であるとか理科室であるとかというところに設置をする66台というものになります。

それで、可動式のアクセスポイントを利用しながらということで、これまでなかなかない状態であったものですから、なかなかインターネットつながらないであるとか、十分な電波、通信環境が得られなかったということ解消するためにということで、今回66台をということになります。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番 須藤委員。

○2番（須藤有紀君） 2番 須藤です。今回9月補正でこれが出てきたというのは、著しく授業に支障があったから、今回出された。当初出なくて、今回補正で出された理由というのは、どういったことなんでしょう。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（赤堀智生君） いろいろちょっと改善の方法を考えている中で、なかなか基本的なものとか工事とかいろいろあるんですが、そうした中で、今回、教育総務課さんのほうにあるものをお借りをしながらということで、実際ちょっと試したりとか、というものをやっていく中で、活用がいいよという一定の学校からの評価は頂いたものですから、それに基づいてということで、今回、改めて特別、それでは教室に、それを活用しようということで使用するということで、今回補正にあげさせていただいたというふうになります。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（倉部光世君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、以上で教育文化部の審査を終了します。ありがとうございました。

トイレ行かれる方いらしたら、閉会の間にお願いいたします。

閉会 午前 9時44分

開議 午前 9時49分

○分科会長（倉部光世君） 続いて、生活環境部の審査を行います。

生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 改めましておはようございます。生活環境部です。

本日の審議の課ですけれども、環境推進課になります。よろしく願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） お願いいたします。

それでは、質疑を行います。事前通知を出された委員の質疑から行います。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

4款1項9目の地球温暖化対策のところ82万円の補正が出てますけど、もともと400万ぐらいの金額をもって、今回、それが特別に出てきたのについては、どんな経緯で出てきたかを教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 環境推進課長。

自然エネルギー利用促進補助金については、7月の末において、今年度予算全て消化をしてしまいました。状況的には例年並みの予算をつけていただきまして、それに沿ってやっていたんですが、思いのほか新築件数等が多いということ。ゼロエミッションとかいろいろ出たので、その辺りの影響なのかもしれませんが、かなり要望がありまして、もう7月末の段階でゼロ円ということになっております。

それを受けて、年度の半分も行ってないということで、誠に申し訳ないですが、82万を補正させていただいて、今後の対応として、待ってあげるといふ業者に関しては、今、予算がつくかどうか分からないですけど、そういう業者も今3社ほど待っているという状況ではあります。

ただ、その3社も確実につきますよというのは当然言っていないですが、要望があるということで、補正をさせていただきました。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

82万円の積算根拠はどうなっていますか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 太陽光発電システムが今、上限を見てまして、それが恐らく5基ぐらいで上の太陽光のパネル自体を正確には言えないんですけど、10基で、リチウムイ

オンが4基というぐらいの計算でしております。

ただ、今、予約をされている方は、太陽光とリチウムのセットで出ている方が2件ほど待っている状況でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。まだ質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

考え方だけど、これだってまだ不足する可能性があるというその中では、担当課とすると、ここは制限なしでどんどん補正をこれからも進めていくという考え方の中の82万円ですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 今年また補正、もしかしたら12月にまた補正ということではなくて、補助金なので、基本的にはこれでもう、上限いっぱい使えば打ち切りという考え方でいます。

業者さんにおいても、設置前に申請をしないと、受け付けられませんので、その関係で、もう実際7月末に来られた業者も、もうこの9月末、10月とかまでいくと、今度は着工に遅れてしまうということで、実際はもうそこで補助金ということを少し考えられたという方もいますので。

ただ、そういう方もいられるということと、あと、待たれるという方もおられたんで、82万ということで。もうこれが終われば、そのままもうあとは補助金ないですよと、打ち切りということで考えております。

○15番（内田 隆君） 結構です。

○分科会長（倉部光世君） 私から、今の件、よろしいでしょうか。

ということは、この7月で終わって、この補正が通って、また始まるんですけど、何かその間に、もうしょうがないからやっちゃいますという方が、補助金なしでやる方もいるということですか。環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） どうしても契約とかの関係で言えばということですが、結局、今ある既存宅につけたいよという方は待たれる話なんですけど、どうしてももう家を建てる段階で、今は新築する場合は屋根をつけないというか、下地の上にそのままつけちゃう、当然そのものが経費が安いということで、もうそこまで待ってられないという方は、やっぱり二、三件ありました。

それをいいですよと認めるわけにもいかないんで、その人たちは、もうそれでは分かりましたという納得の下にやめられているということです。

○分科会長（倉部光世君）　ということで、年度初めに皆さん先に申請する方が多いということですけど、そういうふうになると……

○環境推進課長（戸塚直見君）　はい。だから、今年あたりは最初にもうやるよと、着工が分かっている業者さんは、結構この内容を知ってる業者さんは、もう4月とかにどんどん申請を事前にしたという方はおられると思います。

ただ、今年ほど、僕も以前3年間、環境課長をやってましたけど、今年ほど早く終わったという経験はないので、どういう状況かもうまくつかめなかったのですが、その中で、大分建築が少ないんじゃないかという想定はしてたみたいですけど、それ以上に来たということで、菊川に家を建てる人たちが多いということだなと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君）　分かりました。そのほか、ないようでしたら、次の2番目、山下委員、お願いします。14番　山下委員。

○14番（山下　修君）　4款2項1目の塵芥収集費、説明資料の62ページ、環境推進課で、ごみ出し方マニュアルの在庫管理の仕方はどのようになっておりますか。

あと、もう一点は、分別収集の関係で、本年度からプラスチックごみの法律が変わったということで、この適正処理に関する市民レベルでのマニュアル化というのは今度どのようになっていくのでしょうかということが、関係が出てくると思うんですけど、その辺の対応をお聞きします。

○分科会長（倉部光世君）　答弁を求めます。環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君）　まず、ごみの出し方マニュアルの在庫管理についてですが、年度当初におきまして、いつも渡せるように、今、カウンターのところにて置いてあります。なくなった段階で補充しているという格好です。

で、前年度にその在庫を管理している私どもの裏の倉庫のほうを確認したところ、当然日本語は十分ある。外国語版もそこそこ在庫がありました。ただ、今年1年くらいかなという感じで、来年度、令和5年度に増刷をやる予算計上をしましょうというもくろみでございました。

そしたら、このコロナのほうは収まったというか、この関係で、今年、外国人の方がすごくたくさん菊川市に入ってこられてまして、その関係で一気に在庫がはけてしまったという状況でございます。で、今の状況ですが、ポルトガル語版が100、英語版が48という在庫になっております。

で、今年の1月から6月30日までの外国人のこちらに来られた方の人数ですが、ポルトガル語圏の方が110人ぐらい、英語圏の方が274人ということで、うちのほう、これともう一つ中国語版というのを作っておるんですが、やはり中国の方はほとんど英語を使うらしくて、そこら辺が少し、もともと作ったときの少し想定と違うんですが、かなり英語版が出て、中国人の方も多く来ているという状況かなと思います。

それと、もう一つ。プラスチックごみの適正化に関する市民レベルのマニュアル化ということですが、今、委員さんがおっしゃられたとおり法律で、これはプラスチック製品です。製品プラスチックの処理等が法で決められました。

これ、どこの市も今非常に悩んでいるところでありまして、今、うちの業者のほうで市内に1社、この製品を扱っているという業者がおるんですが、1辺が30センチ以下、要は破碎してくださいというのが条件です。当然破碎するとなると、それなりの機械を買わなければいけないとかという、今度、いろんなことが出てきますので、その辺がどう処理できるかというか、対応できるかというのが一つあります。

なので、まず処分先がどこか、どこにすべきかということと、それが決まった段階で、もう当然マニュアル化という格好ですけど、各自治会で収集してもらうのか。物がやっぱり想定的に考えると、衣装ケースみたいなものを思い浮かぶと一番楽なんですけど、それはかなり大きいほうなんですけど、衣装ケースみたいなやつをぼんぼん置かれて、回収できるのかとか、いろんな課題が残っております。

ですから、当然処分先もまだ決まってないということで、いろいろな方法を模索していきたいなど。今、当然ギャラリーの関係も出ておりまして、ギャラリーで、御前崎市と、牧之原市の焼却施設では、今言った焼却施設に破碎機を置いて、それで各市の収集で、そこで破碎して、そういう製品屋さんに売るというか、持っていってもらおうという状況はあるみたいなんです。そういう状況にするのも一つの方法かなと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 教えてもらいたいんですけども、プラスチックというと、いろいろな種類がプラスチックでもあると思うんです。それを分けるとなるとすごい大変だという気がするんですけども。十把一絡げで、いろいろなプラスチックがあります。こういうふう処理できるのでしょうか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） それこそ今言われたとおり、今、僕も言ったように、衣装ケースとか、単純に言うと、後、バケツ、ひしゃくみたいな物もありますし、今、僕らが収集しているのは、廃プラ・廃プラと俗に言われているのは、包装してあるもののみですよね。だけど製品は駄目ですよって言っている。今後、製品にそれをちゃんと収集しましょうというのが今回の法律です。

ですから、想定的には30センチ、たまたま物自体が30センチ以下のものはそのまま行けるのですが、当然、僕らの想定からすると、ある程度、バケツとかというへこませないといけない、いろいろな課題があるので、当然、やった業者さんにおいても、そういうものというのは全国的に、業者さんによっても、ここはいいけど、これは駄目とかというものはあるかもしれません。その辺りは受け取る業者さん、細かく出すと色々なケースが出てくると思うのですが、そういうのも当然詰めて、皆さんにお願いをしていかないといけないという状況になると思います。

なので、まだどこに処分するかも決まってない状況ですから、その辺りが決まり次第、当然マニュアル化もして、また市民の皆さんにもこういう方法でというのをお示しして、混乱のないように当然推進していかなければいけないと考えております。

以上です。

○14番（山下 修君） 結構です。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） 関係、15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） ポルトガル語と英語、通常だとどのぐらいの数が年間に要るわけ。

○環境推進課長（戸塚直見君） 年間の数がどれぐらいかというのは、例年度ベースでいくと、正確な数というのは分かりかねるんですが、恐らく100か200ぐらいだと思います。

ポルトガル語が大分減ってきてまして、それでも300か200ぐらいは出ている状況だと思われます。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

今、取りあえずポルトガル語の1,500と、英語版が1,000ということで印刷の枚数がかけてありますよね。そうすると、大体5年くらいはもつというふうな数字ですよ。

○生活環境部長（鈴木和則君） そうですね。

○15番（内田 隆君） 今、山下委員が言われた新しいこういうものが入ってきたときには、どうするのか、来年とか再来年からやっていかないといけないというのがあるんで。そうす

ると、ごみの出し方だって、そのところで変わると思うんです。こういうやり方にしてくださいとつけ加えなければいけないと思うのでね。そうすると、この数って正確な要綱的な数字の枚数になるんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 環境推進課長です。

今言われたとおり、製品プラスチック等の問題もありますが、取りあえず今の予定でいくと、令和7年から新しいごみの出し方マニュアルをつくる予定になっております。今は、そこをにらんでの、大概このぐらいあればもつでしょうという数字が今、1,500と1,000という格好で計上させていただきました。

ただ、当然製品プラスチックの話が進んで、こここのところで早くこれをやるとなると、取りあえずは、それだけの手作りのやつを作って、そういうことで対応して、令和7年から新たにその中に組み込むというやり方を、早くその製品プラスチックの回収ができるようになれば、そういうことを考えていきたいなと思っています。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

7年を見込むといったら、3年後の話ですよ。

○環境推進課長（戸塚直見君） そうです。

○15番（内田 隆君） 実際、これを計算するとき、課長が言われた年間消費量を勘定すると5年はもつ勘定になるんです、実際。それで、数とすれば適当かどうかということを開きたかっただけです。

○環境推進課長（戸塚直見君） 今の段階で増えてますので、今後、コロナが収まってくると、もう少し現実的には増えてくると考えられる。去年とか一昨年はやっぱりどうしてもコロナの関係で外国人さんの流入が少なかったのかなと思っています。

その辺を加味しながら、あとは、先ほど委員さんが言われたように、枚数的に800とか1,000とか、単価的な問題もあります。そういう格好で、今後はやっぱりコロナの関係が収まってきて、かなり外国人さんの流入が増えるということももくろんでの数字にしております。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○15番（内田 隆君） 最後に、ぜひ廃品回収に出さないようお願いをしたいと思います。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 本当にそういうことのないように、できるだけ使ってほしい

という格好で当然配っていますので、それはないようにしていきたいと思います。

それこそ、先ほど言ったプラスチックごみ、製品プラの関係は、全国市町村、今、皆さん頭の痛いというか、非常に難しい問題で、まだ実際やっているところはかなり少ないですから、いろいろな面で、各市のやり方、やっているところ、あと、業者さん等を当たって、なるべく安い方法でうまく製品プラスチックが循環できるようなことを模索していきたいなと思っております。

どうしても製品だけで運ぶとなると、変な話ですけど、ほとんど空間を運んでいるような状態になってしまうので、その辺もいろいろ考えていかないと、結構かさばるといふか、空間ができちゃうようなものが多いんで、そういうところも少し考えて、あと、業者さんの距離とか、収集運搬はかなりお金がかかるもんですから、その辺も総合的に考えてやっていきたいなと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○分科会長（倉部光世君） 関連ですか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。

関連で、この4月に施行されたプラスチック資源の方は、マニュアルの整備については、令和7年ぐらいにという話ですけども、このあたりのアナウンスというのはされてはいないんですか。

○分科会長（倉部光世君） 環境推進課長。

○環境推進課長（戸塚直見君） 環境推進課長です。

先ほど説明したとおり製品プラスチックの方向性がまだ決まっておられませんので、その辺りのアナウンス的なものはちょっとまだ出しておりません。

当然ゆくゆくは、先ほども言いましたがいろんな方法が取られると思いますので、その辺が決まり次第、市民の皆様にはご協力していただくということで、アナウンスをしていきたいなと思っております。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 答弁は終わりました。よろしいでしょうか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番 坪井です。

国のほうが大まかな流れです。2030年ぐらいですか、35年ですか、流れができてますから、ある程度皆さんに今のうちにアナウンスされたいほうがいいような気がします。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。関連ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） 関連の質疑がなければ、事前の質疑を終了します。

そのほか質疑のある方、いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） いらっしゃらないようですので、以上で生活環境部の審査を終了します。ありがとうございました。

ここで、職員の入替えを行います。トイレ休憩をされたい方はどうぞ。

閉会 午前10時11分

開会 午前10時15分

○分科会長（倉部光世君） 続いて、健康福祉部の審査を行います。諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部健康福祉部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。健康福祉部の所管する課が福祉課、長寿介護課、健康づくり課になります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） それでは質疑を行います。事前通知を提出された委員の質疑から行います。挙手の上、質疑を行ってください。15番 内田委員からになります。15番。

○15番（内田 隆君） 15番です。款項目で3・1・2、障害者自立支援給付費で、この中に前年度の支給が遅れた9件というのが加えてあるのですけれども、この9件というのは当初予算の中ではどういう扱いになったのかを教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。今回、部品の調達の遅れによって、支給決定の取消しというより、今年度に入って再決定を行った9件の内容なのですけれども、車いすや座位保持の装置の購入や修理で、購入者の申請が昨年9月から今年2月までに行われたものになります。作製をする業者とのやり取りによって、納品が確実に年度を越してしまうと判断できるのが、大体3月の半ば以降となりますので、前年度にも同じような事例が5件ありましたが、申請される支給の案件により金額がさまざま、入荷見込みが立たないという案件になるかどうかの見込みもなかなか難しいものですから、当初予算ではそれを見込むこ

とはしておりません。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。9件が出てくるのがいつと言ったか。何月か。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。申請自体は9月から2月までには行われているのですが、これを年度を越さないと言えないと確定がされるのが3月の半ば以降になります。それまでは年度内に何とか準備ができるのではないかと進んでいるのですが、どうしても部品の調達が間に合わないとかという判断ができるのが3月に入って以降のことですので、当初予算の計上というのが1月になりますので、その時点では見込みとか、そういったものは立ちませんことから、当初予算においては計上をしておりません。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。ということは、当初予算に間に合うというのは、どの時期までが当初予算の中で反映されるのか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。大体1月の半ばぐらいまでに何とか滑り込むということができたとしても、それ以降は当初予算に計上するのは難しいといった状況です。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。今から予算を取っていくなら9件の人たちの分というのは、1年待ちぐらいの話になるという計算になるのか。よく分からないのですけれども。当初、一番最初に申請とか希望を出して、そこから計算をすると、補正予算でないと、その9件が持ってこないということになると、1年近くたたないと自分のものにならないというような計算になるのか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。この物件がいつでという計上の仕方はしていませんので、この補装具自体が、今年度あり得る件数を計上しているだけで、確定のもので、例えば、この方の車いすを1つ支給しますということで計上はしておりませんので、確かに、この9件が後ろ押しの予算で支払うことになったということですのでけれども、全体の予算の中で行っていますので、その9件に限定をしておりませんので、支給のほうはもう既に終わっております。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。多分、出てきたものを、あまりたくさん残しちゃいけないとか、いろんなことがあって、申請主義からスタートしているのかなというふうに思うのですが、通常、大体の年平均みたいな形で、枠予算を本来なら組んでやるべきじゃないかなと思う。たまたま、こうやって送り送りをしているので、今年組んだ予算の内訳の中で9件の人は賄えたというような計算にはなっていると思うのですが、1回お金が切れちゃうと、補正予算が投下しないともらえないようなことになる可能性があるのかなと思っていますが、そうではないのですか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。枠で計算をしておりますので、たまたま、この金額が大きくて、今年度の枠を大きくせざるを得なかった。繰り越さざるを得なかった金額が278万2,128円分となりますので、今年度当初の補正前の補装具の金額が645万円計上しております。今回、前年度申請があった分に払わなければならないのが270万円以上となりましたので、その分を見込んで、今後の予想を立て直したというような形となっております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。関連でございますか。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。これは患者さんが一時立替えをして全額払うのか。そうじゃなくて、10万円なら10万円の総収入というものがあるとすると、補助率というのが決まっていて、補助率を除いた金額を患者さんが払う、そういう作りだったですか。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。補装具の仕組みとしては、申請をいただいて、こちらから利用者さんになう金額が幾らだということを決めて、ご本人の負担が幾ら、市から直接払うのが幾らということで、支給券を渡してというような仕組みになっています。負担率が10%だったと思いますが、決まっていて、その方の収入に合わせて負担率が決まっているのですが、負担額が決まると思うのですが、確認します。決まった金額がありますので、それに合わせてご本人にも負担をいただきますし、こちらからの支給については、利用者へ直接お支払いするようにしております。

○分科会長（倉部光世君） 12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。そうしますと、ここに429万4,000円という補正額、これは業者さんに払うお金か。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。こちらは給付費となりますので、業者さんに直接お支払いをするものになります。給付費ですので、ご本人の負担もある場合があつて、それ以外の市のほうで給付する分も、ここの予算で計上しております。

○分科会長（倉部光世君） 12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 12番 鈴木です。確認ですが、支給が遅れた9件というのは、業者さんへ支払いをするのはできなかったということですか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。もう既に4月に計上をし直して、予算を切り直して、5年度予算で対応するというので決めまして、4月の間に給付は終わっております。ただ、例えば、レディメイドといって既製品の車いすであれば、これをこれということで支給が可能なわけなのですが、多くの方はオーダーメイド、体に合わせた作り替えをしなければならないということがありますので、それで期間が必要となっております。ですので、引渡しというのは今年度に入ってからということで、昨年中に、もう既に、いろんな手続を経て、体に合うかというもお医者様に確認をしていただいて、この支給で大丈夫ですよというような手順を組みながらも、部品が入らないことで、今年度に支給が遅れていたという件になります。

○12番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（倉部光世君） 関連。14番。

○14番（山下 修君） ちょっと教えてください。オーダーメイドにした場合に、どんな車いすを申請するじゃないかと。そうすると、今、一般的にどのくらい待てばという形になるのか。1年お待ちくださいとか。例えば、義足なんかもそうですよね。当然、オーダーメイドというか、その人に合ったもので。

○分科会長（倉部光世君） 福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） ケースによって違うとは思いますが、このケースを見ると、9月に申請した方が4月に受け取っているのが最大値だったと思います。

○分科会長（倉部光世君） よろしいでしょうか。

○14番（山下 修君） それが一番早いと。というか、標準的にそのくらいかかってしまうということですね。

○福祉課長（吉川淳子君） 一番長かったのがそのくらいです。

○14番（山下 修君） 義足なんていうのは、もっとあれなのか。

○福祉課長（吉川淳子君） 義足の方もいらっしゃいましたけれども、この中に入っていられるので。ケースに応じてだと思います。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。

○14番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） ほかに関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、次の2番目を内田委員、お願いします。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。3款1項4目プラザけやき管理費の中で、高圧受電設置機器の取替えということになってはいますが、これはどんな経過でなったのですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。今回の機器取替えは、中部電気保安協会による定期点検において、経年使用により事故や誤作動のおそれがあると報告されたことにより計上いたしました。

以前、今年の初め1月30日に生じた高圧ケーブルの損耗による本復旧を計画した令和4年度一般会計の第1回補正予算にも、それは説明をさせていただきましたように、菊川市公共設備等総合管理計画で電気関連の更新時期を、今、20年から25年ということで、推奨時期に入る20年ではなくて、周期である25年ということで見えておりましたので、そこで時期的なずれが生じていたものです。点検報告に基づいて、今回は実施を考えております。

なお、本来であれば、当初予算にこちらのほうを計上すべきところではあるわけなのですが、それこそ先ほど申し上げたとおり、事故が発生した時点というのが1月の末でございまして、今年度当初予算への計上の時期に間に合うものではございませんでしたので、今回の補正予算への計上をさせていただいたものとなります。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。保安協会の指示というのは、いつ出ておるのですか。

○分科会長（倉部光世君） 吉川福祉課長。

○福祉課長（吉川淳子君） 福祉課長です。これが5月に通知をされました。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） よろしいですか。関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、3番目、内田委員お願いします。

○15番（内田 隆君） 3款1項6目の旧東部デイサービスセンター管理費なのですが、雨漏りが生じたということの中で、その修理のものが出ているのですが、まず、ただかもしれないけれども、賃貸契約みたいな契約書があると思いますけれども、契約があって、雨漏りはどの程度のことになっていて、今回、どんな形の修理をするのか。それを教えてください。

○分科会長（倉部光世君） 落合長寿介護課長。

○長寿介護課長（落合要平君） 長寿介護課長でございます。ご質問のありました旧東部デイサービスセンター管理費についてですが、まず、貸与の契約内容につきましては、現在の契約につきましては菊川市社会福祉協議会と令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、通所型事業の用途で土地と建物を合わせて年額で196万6,000円で賃貸借契約を締結しているものでございます。

修繕に関する内容につきましては、建物の主要な構成部分、屋根ですとか柱、壁、床など、上下水の配管なども含みますけれども、こちらの経年劣化による修繕につきましては、市の負担とするものでございます。

以上が契約の内容でございまして、今回の雨漏りの発生状況についてなのですが、令和2年度に、風が強く吹き、雨が降ったときに雨漏りが発生しておりまして、こちらにつきましては、当時、屋根の棟の部分、棟瓦をふき直す修繕を行わせていただきまして、しばらくよかったですけれども、その後、翌年の令和3年度になりまして、また別のところで雨漏りが確認されるようになりました。それは一、二度程度だったものですから、昨年度は様子を見るといった状況にさせていただいたのですが、本年度になりまして、早くから雨漏りが確認できて、7回ほど市でも雨漏りを確認しているという状況で、修繕をしたいと考えたものでございます。

3つ目の修繕工事の内容につきましては、現在、旧東部デイサービスセンターに使っている屋根の材質がウエスセメント瓦というもので、平らなものでセメント瓦を組み合わせているものなのですが、縦の境に目地が入っておりまして、その縦目地のところにシリコンコーティングを全面施しまして、その上で、さらに全面にシリコン樹脂の塗装をするというような工事を予定しているものでございます。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番。契約内容と状況は分かりました。ウエスセメント瓦という形でやると、これはどのくらいもつような設計というか、考え方なのですか。

○分科会長（倉部光世君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（落合要平君） 長寿介護課長でございます。施工方法も業者と相談する中で、10年まではもたないであろうけれども、その程度はもつというような形で聞いております。

以上でございます。

○15番（内田 隆君） 分かりました。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 関連ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） ないようでしたら、次、4番目。内田委員、山下委員、私。どなたかお願いします。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 4款1項6目健康増進事業費、54ページ。3人分あります。順番上、どれが一番最初がいいか、あれですけれども、この事業は健康づくりの全体計画の中でどのようになっていたのかということと、委託料の中に備品的要素のあるものはあるのか。また、この扱いはどうなるのかということ。

それから2番目に、出張相談の関係だと思えますけれども、システム導入、備品・相談用軽自動車を購入し、出張健康相談を実施とあるが、開始時期、出張相談の体制や頻度はどのように計画されているのか。

3つ目が、これが一番最初のほうがいいのか、健康チェック、健康相談事業はどのようなものになるのですか。

順番はどれでもいいです。ご回答をお願いします。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。1つ目の、この事業は健康づくり全体計画の中ではどうなっていたのか、委託料の中に備品的要素のあるものはあるのか。また、この扱いはどうなるのかについてですが、まず、全体計画の中での位置づけでございますが、健康づくり課では、健診事業・生活習慣病予防・食育推進事業・予防接種による感染症予防など健康づくりなどに関する取組を進めているところでございます。

本年度の健康相談ですが、定例健康相談を年11回、健康チェックの日を年に1回、ミニ健

康チェックの日を年3回の実施を予定し、事業を進めております。ミニ健康チェックの日や出前行政講座を除き、基本的にプラザけやきを会場として実施しているところでございます。

このような形で、現在、健康相談事業を進めておりますが、定例健康相談の実績では、令和3年度108人、令和2年度129人、令和元年度180人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響前までは年間で約170人の方にご利用いただいております。しかし、近年は人数は減少傾向にあります。

また、現状として定例健康相談にお越しいただく市民の方の固定化、会場もプラザけやきの1か所だけであり、若い世代からの健康の大切さや予防、健康への取組、それから今後の高齢化社会の進展も避けられないことなどから、今後の健康相談事業を進める上で課題であると考えているところでございます。

このような中、健康寿命の延伸の目的で、企業版ふるさと納税をいただけるというお話をいただきましたので、本市の現在の健康相談事業の課題、それから今後を見据え、健康相談をより身近な場所で、またお気軽に、そしてお手軽にできるように、必要な予算を計上したところでございます。この事業の実施により、コロナ禍の中においても、身近な場所での健康相談の機会が生まれ、より多くの方が健康に対する意識の向上や生活改善を図ることを目指しております。

次に、2つ目の委託料の中に備品的要素のものがあるのか、また、その扱いはどうなるのかについてですが、今回導入する運動機能分析や体力診断システムなどはパソコンやプリンターを使用し、計測データを取り込み、結果を印刷するものになるため、初期導入について、機器の導入に併せてセットアップを委託するものになります。基本的に導入した機器につきましては、備品扱いになると認識しております。また、今後、必要となるものとしましては、紙などの消耗品、それから修繕等が必要になった場合の修繕費になると考えております。

続いて、事業の開始時期、出張相談の体制や頻度をどのように計画しているのかについてですが、頻度につきましては、次年度以降は予算をお認めいただければ、契約や発注の手続を進めることとなります。12月ごろには周知・広報、1月には車両や資機材の納品、2月ごろの事業開始を予定しています。車両を使用した出張健康相談事業につきましては、早くも2月以降の開始になるかと考えております。このことから、本年度中は試行的に出前行政講座や健康相談の日などで、PRを含め、出張健康相談を行いたいと考えております。その他の備品につきましては、購入でき次第、使用可能ですので、定例健康相談や地区組織の活動の機会などを捉え、順次、活用する予定でございます。

次に、出張相談の体制や頻度でございますが、出張健康相談の体制としましては、健康相談を行いますので、対象人数にもよりますが、最低でも保健師または栄養士で2名、それから計測などの補助で1名の計3名程度を考えております。しかし、現在の人員配置でどこまで対応可能なのか、また必要なのか、本年度の実施状況を踏まえ、体制を検討したいと考えております。頻度につきまして、次年度以降は本年度の実施状況を確認する中で、会計年度任用職員の雇用を含め、必要な人員体制を整え、月に2から3回程度の実施を考えております。

最後に、健康チェック、健康相談事業はどのようなものになるのかについてですが、今回の事業により、地区センターや公民館、企業などに出向くとともに、各種の教室や出前行政講座などと連携し、今まで健康相談を利用されていなかった方たちへの健康づくりへの取組や意識向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 再質疑ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。今回、こういう事業をやるとなると、これで備品とか委託によってのパソコンとかを買っちゃうといったら申し訳ないけど、購入されちゃいますので、あとのランニング的にはどのぐらいのお金がかかるのですか。今年は、たまたまふるさと納税で、その他の財源で670万円あった関係でこういうことができたのですけれども、ただ、来年以降もこんなふうに来るかどうかわからない。そうすると、同じことをやるとなると一般財源で対応するしかないんです。そうすると、備品なんかは5年ぐらいたって、もう償却、もっとかもしれないけど、そこら辺のところ、ランニング的にはどんな考え方で事業を導入してきているのですか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 今回、この事業をやることによって、予定ですが、会計年度任用職員さんの任用を考えておまして、大体、年150万円前後ぐらいがかかるかと思っております。

車の修繕や燃料費、それから会計年度任用職員の手当ということで、次年度は大体150万円程度。あとは車検の分によって、年度間で若干の上下はありますが、大体、年間150万円程度の費用がかかるということで考えております。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。とりあえず支出が150万円ぐらいすると思うのですけれど

も、新たな事業を突っ込み始めると、当然、会計年度任用職員以外は正規の職員として計算すると、職員がそちらのほうへ、ある程度、シフトしていかないと回らないという形になると思うのですけれども、このことを入れることによって、人が動かなくなった分については、何かをやめていくとか、何かを考えておられるのか。それとも、ただ、これを始めたから、人が足りないで、保健師をもう1人か2人雇ってもらいたいとか……。要するにマンパワーでやる分が結構多いみたいなので、今年は何とかなって、最初のうちは何とかなっても、だんだん何かを精査していかないと、きつくなる。事業を入れるたびにいろんなものがきつくなってくるのですけれども、その辺は何か検討されて、今回、このことを導入されているのですか。

○分科会長（倉部光世君） 答弁を求めます。健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。実際、今、定例の健康相談をけやきのほうで年11回行っております。そちらのほうの回数を減らすなど、あとミニチェックの日も行っておりますが、そちらと組み合わせるなど、やはりそのまま事業を増やすと職員の負担が多いため、若干、そこら辺で調整を取りながら、事業等を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 関連で。1番 東委員。

○1番（東 和子君） 関連質問で。1番 東です。この事業なのですけれども、生活習慣の改善及び栄養改善に関する事業を実施ということで、先ほど課長のほうから保健師、栄養士というのが対象だという話を聞いたのですけれども、生活習慣とか栄養改善となると、私の知識であれば管理栄養士が対象のほうがいいんじゃないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） ありがとうございます。今、職員で、栄養士、それこそ管理栄養士が健康づくり課に1名いますので、その職員の対応ということで考えております。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 答弁が終わりました。そのほか関連ございますか。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） 財源のほうの関係で、企業版ふるさと納税でここに、急遽、補正で上がってきているわけですね。まず、本年度になってから企業版ふるさと納税というのが

あつて、それを財源にということでございますか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） ふるさと納税につきましては、過去からある制度になるのですが、今年度に入って、6月の終わりか7月の頭か、それぐらいの時期に企業さんのほうから申出がありまして、今回、企業版ふるさと納税という形でいただくことになりました。

以上でございます。

○分科会長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） これは企業名とか、寄附の金額というのは公にできないのか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。企業名としましては、南山堂薬局さんから1,000万をいただく……。

○14番（山下 修君） 分かりました。本当にありがたいお話しで。表へ出して、公表をしっかりといただいてもいいのかなど。結構です。

○分科会長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、今の関連で、この出張健康相談事業というのは、これまでこの事業化をするのに構想というのはあったのですか。それともう1点は、ふるさと納税の件ですが、寄附をするだけで、備品とかについては企業との関連は全くないのですか。器具の購入について。分かりにくいですか。

○分科会長（倉部光世君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。まず最初の、この事業について構想というか、考えがあったのかということなのですが、確かに健康相談については、課題があるということは認識しておりました。ただ、その課題解決のために構想的なものは特にまだ持っていなかったというのが正直なところでございます。今回、ふるさと納税をいただけるということだったので、今回のふるさと納税のお金のほうを活用させていただいて、課題を解決するための事業化を進めたということでございます。

あと、企業が今回の事業について、直接、備品というか、そういうところに関係するかということですが、基本的は関係しないと考えております。

以上でございます。

○16番（横山隆一君） 分かりました。いいです。

○分科会長（倉部光世君） そのほか質疑はございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） 以上で事前に出された質疑のほうを終了しますが、そのほか質疑がございましたらお願いします。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） では以上で健康福祉部の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午前10時53分

開会 午前10時57分

○分科会長（倉部光世君） 続いて、こども未来部の審査を行います。竹田こども未来部長、所管する課名等を述べてください。竹田こども未来部長。

○こども未来部長（竹田安寛君） 本日、補正の予算審議をいただく課は子育て応援課、それからこども政策課、2課になります。よろしく願いいたします。

○分科会長（倉部光世君） それでは質疑を行います。事前質疑がありませんでしたので、質疑のある委員は挙手をお願いします。

人事異動の内容を教えてください。職員給与費が何件か出ていますけれども。人事異動に伴って補正が出ている。

[発言する者あり]

○こども未来部長（竹田安寛君） 総務のほうで予算取りはいただいていますけれども、こども政策課では新規採用職員が1名配属になっております。それから子育て応援のほうに2名、新規採用職員が来ております。一応、そういう形で対応しております。

○分科会長（倉部光世君） ありがとうございます。

そのほか質疑はありますか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○分科会長（倉部光世君） せっかく来ていただいたのに申し訳ありませんが、以上で質疑を終了します。ありがとうございました。

閉会 午前11時00分

開会 午前11時01分

○分科会長（倉部光世君） （中斷） 条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。公園管理費のところ、今、公園だけじゃなくてどこもそうだと思いますけど、指定管理をやった場合について30万という一つの場所がエアコンならもう30万、エアコンじゃないけど今回の場合については土木工事みたいになってくると33万円と果たして行政がやる部分なのか、指定管理者というかそういうのを受けたものがやる部分なのか、何かここが裁量権みたいな話になってくるとだんだんいろんなところで影響してくるじゃないかなというふうな。これ、何百万ということになれば当然やってあげなきゃ無理だけど、30万が限度で33万円で諸経費抜くと多分二十何万円の世界だと思うんで。この辺のところは何かこうもう少し明確にしといてあげないと何かそのときの人の裁量みたいな、もう一つ（受ければ）市でやれるでというような話になっちゃったじゃ絶対うまくないと思うんで、そこら辺がちょっと気になったんですけど。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。今の件で、アエルの館長とか小菊荘の支配人なんかともその辺は何度も話をしたんですけど。

一応、指定管理者との協定というんですか、話の中では主だった設備備品の金額が100万を一つのボーダーラインとして、今指定管理のアプロスじゃなくて体育施設とか公園の管理については30万円とかという規定をつくってるんですけども。

これが難しく、特にもうアエルなんかは相対的30年以上たって、全てが老朽化してるというのはあるんですが。小菊荘の場合には、増築もしてる。増築というか新築というんですかしてて、旧の部分と新しい部分と双方含めた中で適正管理をしてるものですから、前回も雨漏りであるとか、あるいは配管設備のエラーというかあれが出たんですけど、業者からしてみると、指定管理者側から見ると100万円以上にして指定管理者の負担を少なくしたいというのは当然あるわけです。その金額が正直申しますと七十何万とか八十何万とか出たわけです。そのときに、100万に行けば市が負担をするのかという話になっていくんで。

今、内田委員が言うように、やっぱり金額はある程度柔軟性を持たせて、これはやっぱり指定管理者が負担すべきものか、あるいは行政側が負担すべきとかというのは、もう少し具体的に、柔軟的に対応できるようなものにしていくということは私はすごい必要だなと感じています。

今日の補正でも出てましたけれどもというのが一つと、それと補正予算を計上していくに当たっても、特に遊具であるとか運動器具の点検ですか、こういったものの在り方というんですか、予算の計上の仕方についてもちょっと問題があると思うのが、やはり必ず予算計上するについては設計価格というのを必ず業者にとって、それを当初に上がってくるんですが。上げてきたにもかかわらずそれが不調になってるというんで、そんなこともあるんで。ちょっと今日感じたことは、予算の上げ方がちょっとどうかなというのを感じたんですけど、どうですか。

これは、指定管理者内部による金額の積算もそうですし、設計価格の在り方、それから調査、ありましたね、城跡遺跡群でしたか、あそここのとこでの金額の問題も出てますけれども、どうもその辺の査定が正直こう甘いなというのを感じたんですけども。

私からは以上ですけども、どうその辺は。

○分科会長（倉部光世君） 運動器具点検等は、今まで安かったんですけどというその辺が甘いなという感じはしますが、皆さんほかにいかがですか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 運動器具については、僕は参考見積りを取るのそれは取ればいいだろうと思いますけど、何かやたら安ければそれが一番いいというような雰囲気です予算を組むというのはちょっと間違ってるのかなというふうに思いますけどね。

それで、30万円出てきたら、130万円だったという、誤差じゃなくてももう全く一般的な常識論といたらおかしいけど、一般的な物価から見たような費用から見たらもう全然、去年の分をただ載せただけという感じで、それじゃあやっぱりうまくないと思うんです、実際。

もちろん、物価、要するに単価が入った物価で積算をすることばかりできないもんで見積りを取るのには構わないですけど、もうこの業者が取るのが当たり前とってその業者からしか取ってないもんで、複数取ってればこんなこと絶対ならなかったはずだと思うんですけど。それが何かこう予算を組み立てるときに非常に安易に組み立ててるというような感じはちょっとしたすわね。

○分科会長（倉部光世君） 30万なら30万なりの点検になってしまうとかいう感覚はないのかなとちょっと思うんですけど。14番 山下委員。

○14番（山下 修君） それでも、そこが心配で質問したときに、やっぱり、今年、今例えば30万で点検したよと、そしたらそれを参考に来年度予算入れるんですかといったら、違いますよ、もう一回改めて見積りを取ってやったらそうだったということなのに、これはやっぱり業者はそういう見積り出してる以上は、それは業者の見積り出す誠意というか、そういうものはあると思うんで、それ責任持ってもらわなきゃいかんと思うよね。

そこで、2回目取って3ヶ月たって見積り取ったら100万上がりましたと、そんなことはおかしいと思います。そりゃ、業者も見積り出したの責任問題になる。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。契約における、要するに当初に上げてきるところのさきに言う設計価格というもの出し方の問題もあるんですがね。金額の規模、事業の規模にも物によるんですが。

今言うように、当初に上げてくるとなると必ず見積りが欲しいとなりますよね。そうすると、どっかの業者にその参考見積りを出してもらわないといけない。そうすると、その対象になる業者というのは参考見積りとかいっても自分のところが、企業が受注できるかできないかという思惑がどっかであるんです。そうした中で見積りを例えば300万なら300万で出すと、その年度も変わって正式に入札をするといったときに、その業者が例えば指定業者でもって入札に参加をしたとしても、それが落札できるかどうかという極めてデリケートな話があって、これは行政の皆さんもこの辺はすごく心配をされているんでしょうけども。この辺はやっぱり参考見積りの在り方、設計価格の在り方というのをその辺をちょっとこう私たちも議員としてもよく考えていかないかんし、予算との組立ての中でもどうかというのはいまやっぱり感じることもあって、ちょっと難しいところだなということは確かに感じてはいますけど。

以上ですけど。

○分科会長（倉部光世君） 5番。

○5番（坪井仲治君） 非破壊検査自体30でやるというのは物量にもよるんですけど、常識的にはない話です。現地でやりますから、放射線源持ってってエリア設定したりいろんな申請が大変な事業ですんで、ちょっと金額的におかしいと思います。

それと、あともう一個、横地城跡の話ですけど、これ国からお金が出ないということで規模縮小としたという、そこはいいんですけど。地元で、これ運営協議会というのありまして、その皆さんたち一生懸命やっていたらんですけど、そこにまだ説明がないという

と、そこはちょっと引っかけられます。事前にそこに説明をする必要があると思います。

以上です。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番。その件ですが、横地地区の地元の管理委員会と今回の補正というのは実は関係ない。関係ないというか。あくまでも整備をしていくための費用であって、それが補助対象に乗るか乗らないかという話の中での査定が、国や県の査定がそうではなかったというだけのことなんで、管理委員会云々というのは、管理委員会は年間67万あれが出てるんですけど、それとは直接は関係ないんです。そういうことです。

○分科会長（倉部光世君） 5番。

○5番（坪井仲治君） 何平米か減ってるんですけど、管理道路とか道路が整備がなくなるということで、皆さんもやって、多分関係ないことはないと思うんですけど。

○分科会長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。何か補助金ありきで動いちゃいけないと思うんです。やっぱり行政としてこれをやりたいという範疇で補助金をもらえばもらう、もらえなかった分については単費でもこれだけのものを組み立てるという姿勢がないと、今言ったように向こう側で査定されたらもうその分はやらなくて済んじゃうという、そういうもんじゃないと思うんですけど。その辺が、あんまり膨らましちゃいけないと思うんですけど、どこまでどういう形で整備していきたいんだというのが行政側がもっとしっかり持つべきであって、それを地元へもちゃんと説明をして。

ですから、お金がついたとつかないとかって地元には全然関係ない話であって。そこは、もう少し、先ほど言ったように行政側で最小のお金で最大のことをできるのはどこだということの計画書をちゃんとしたものを持つべきかなというふうに思いましたが、残念です。

外されたものをどうせだったらやめましたというもので、そういうのは初めから外して申請してもらいたいという。

○分科会長（倉部光世君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですけど。横地城跡については、私も城館遺跡群と一緒に私も随分関わり持ったんでおおむね理解はしてるんですけど。横地城跡については、一回官報に載って県指定になってですね、その後拡大をしてこの部分の国指定も申請したんです。

ところが、当時も面積についてはちょっと覚えてないんですが、一部が第2次の国指定に採択をされた。今言うのは、それ以外のところとかも拡大をして申請をかけたりにしてるんで

す。

ところが、今言うように査定があって、地元の要求がどうのということよりも、これはもう史跡ですので、国がやっぱりそういう高い見地の下にこれが国指定に合致するものかどうかという査定をしてくるものですから、地元の意向がどうのということは若干あったにしても、ほとんどないです。

なものですから、今言ったように、教育委員会としてみればこの部分も全部含めた形で国指定にしてもらいたいと、あるいは補助対象事業にしてもらいたいと申請をしても、やっぱり国の査定員から見れば、これは関連が薄いよということになれば、今言うように減額されたり削除されたりということはある得るということは、これは当然あります。

それで、昨年、一昨年ですか、そんな横地城の関係者の方と一緒に教育委員会とも当然話をしましたんですけど、やっぱりなかなか要望が通らないというのが実情でもあります。

私が知る範囲では、以上です。

○分科会長（倉部光世君） というご意見がありましたけど、そのほかありますでしょうか。何かありますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（倉部光世君） では、以上で議案第45号の教育福祉分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

以上で、議案第45号 令和4年度菊川市一般会計補正予算（第6号）の審査を終了します。

この後は、13時から一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を引き続き開催し、議案第36号 令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての子ども未来部の審査を行います。13時までに自席へお戻りください。お疲れさまでした。

○書記（伊村 君） 互礼をもって終了しますので、ご起立お願いします。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午前11時17分